

大腸がん検診実施要領

大腸がん検診実施要領

第1 目的

大腸がんの罹患率および死亡率は高く、大腸がんの早期発見を行い、早期治療に役立てることで、大腸がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

第2 対象者

- (1) 大腸がん検診の対象者は、当該市町に住所を有する40歳以上の者とし、当該市町が発行した「大腸がん検診受診券」を持参するなど市町が認める者に限る。
- (2) 検診回数は、同一人について1年1回とする。
- (3) 対象者のうち、下記の者は除く
 - ・対象疾患で治療中の者
- (4) その他
 - ・前回の便潜血検査が陽性であったが精密検査を実施していない受診者には、便潜血検査の意味および精密検査の必要性を説明し、大腸がんの早期発見に努める。

第3 検診の方法

1 検診の範囲

検診項目は、問診、便潜血検査とする。

2 検査

(1) 問診

問診に当たっては、「問診票」を用い、現在の症状、既往歴、家族歴および過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。

(2) 便潜血検査

便潜血検査は、免疫便潜血検査2日法により行うものとし、測定用キット、採便方法、検体の回収および検体の測定については、次のとおりとする。

① 測定用キット

それぞれの測定用キットの特性並びに市町における検体処理数及び採便から測定までの時間等を勘案して、最適のものを採用するものとする。

② 採便方法

採便用具を配布し、自己採便とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量、初回採便から2日目までの日数および初回採便後の検体の保管方法等は、検診の精度に大きく影響を与えることから、採便用具の配布に際しては、その旨を十分に説明する。

また、採便用具の配布は、検体回収日時を考慮して、適切な時期に行うものとする。

③ 検体の回収

1 回目の検体は、自宅において冷所保存（冷蔵庫での保存が望ましい）し、2回目の検体を採取した後即日回収することが望ましいが、やむを得ず即日回収できない場合でも、回収までの時間を極力短縮し、検体回収、保管および輸送の各過程で温度管理に厳重な注意をはらうものとする。

なお、個別検診についてはあらかじめ設定された集配日に協会が回収する。医療機関での集配をしない場合は、各市町が設定する回収場所に提出する。郵送による検体回収は温度管理が困難で、検査の精度が下がることから原則行わない。

④ 検体の測定

検診実施機関は、検体回収後適切な方法で速やかに測定する。やむを得ず速やかな測定が困難な場合は、冷蔵保存するものとする。

(3) 検査結果の区分

大腸がん検診の結果は、問診の結果を参考として、免疫便潜血検査の結果により判断し、「便潜血陰性」および「要精検」に区分するものとする。

第4 検診結果の通知および事後管理

1 結果の通知

- (1) 検診の結果について、福井県健康管理協会(以下「協会」という)精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。
- (2) 協会は、大腸がん検診の精検受診率が低いことから「要精検」とされた者については、精密検査の必要性を周知し大腸がん発見に努める。

2 事後管理

- (1) 検診実施機関は、問診票および検診結果を必ず5年間保存し、精度管理上求めに応じて提出するものとする。
- (2) 協会は、市町や医療機関と連携し、要精検者の精密検査の受診状況を把握し、3か月ごとに市町へ未受診者調査および受診勧奨を依頼するなど精検受診率の向上に努める。

3 精密検査結果の報告

- (1) 精密検査を行った場合は、「大腸精密検診結果報告書」（以下「精検結果報告書」という。）を協会へ提出する。
- (2) また、その精密検査の結果、大腸がんと診断し治療したときは、精検報告書に加えて、「大腸がん症例報告書」を協会へ提出しなければならない。
- (3) 協会は、精密検査登録医療機関から送付のあった精密検査の結果を取りまとめ市町に通知する。

4 その他の留意事項

- (1) 個別検診登録医療機関は、大腸がんの死亡率及び罹患率は、40歳代後半から増加を示し、特に50歳以降の増加が著しいことから、50歳以上の者については、積極的に受診指導を行う。
また、キットの配布のみならず、大腸がん検診において「要精検」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう精検受診勧奨に努める。
- (2) 便潜血検査のみによる精密検査は、大腸がんの見落としの増加につながることから、行わないものとする。
- (3) 大腸がん検診において、精密検査の第一選択は、全大腸内視鏡検査とする。
精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施するものとする。ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施するものとする。